

試験問題公開についての価値判断 —情報公開制度の事例を基に—

若林昌子

一般財団法人 知的財産研究教育財団

1. はじめに

わが国では、試験実施後には試験問題を広く一般に公開する実務がなされており、わが国の試験制度の特徴の一つとして挙げられている(石塚, 2003; 前川, 2003; 柴山, 2008)。大学入試センター試験や各大学の入学試験問題、国家試験については、ウェブサイトに掲載されているものも多い。特に近年においては、テストについての説明責任や透明性の担保を求められるようになってきており、社会的に影響力の大きい試験ほど、信頼性確保のための情報公開の一環として、試験問題を公開することが求められる傾向にある。

一方で、試験実施後に試験問題を広く一般に公開するか、それとも非公開にするかの判断（試験問題公開の判断）は、テストの制度設計と密接に関係する視点である。それは、試験問題公開の判断は、試験問題を一度だけ用いるのか繰り返し用いるのか、という試験問題の利用の仕方に依存し、試験問題の利用の仕方の区別がテストの基本設計に大きな影響を与えるからである(日本テスト学会, 2007)。つまり、実施後に試験問題を公開している試験では、初出の試験問題を使用する必要があり、試験問題開発のコストが増加する、試験の共通尺度化が難しく、結果的に各回の合否基準を一定に保つことが困難になるなどの懸念があるからである(日本テスト学会, 2007)。

しかしながら、試験問題公開の判断は、最終的にテストの制度設計における基本要件に大きな影響を与えるにもかかわらず、テストの制度設計と関係していることについては、教育評価や心理測定などのテストの専門家以外にはあまり知られていないと考えられる。それは、試験問題公開の判断に影響する要因が一つだけではなく、様々な考えがあり、さらに相互に関係していることも判断を難しくしていると考えられる。

2. 試験問題公開の判断基準—情報公開制度における事例—

2. 1 2015年までの事例

著者らは、試験問題公開の判断について、様々な考えがある状況においても、試験問題公開について判断するための基準（試験問題公開の判断基準）を得ることを目的とし、わが国の公的試験の例として、情報公開制度において試験問題を対象とした複数の事例について、試験問題を開示又は不開示とした検討経緯や判断した理由を調査し、俯瞰して考察した(若林・杉光, 2016)。

具体的には、総務省の「情報公開・個人情報保護関係 答申・判決データベース」を用いて、情報公開制度における開示決定等に対して不服申立てがなされた事案のうち、試験問題に関する答申を抽出した。

その結果、「情報公開・個人情報保護審査会」の答申 11,183 件（2015 年 10 月 27 日現在）のうち、次の(i)及び(ii)に該当するものは、803 件であった。

(i) 「答申種別」が「行政機関／情報公開法」又は「独立行政法人等／情報公開法」であるもの
(ii) 「異議申立人の主張の要旨」及び「諮問庁の説明の要旨」及び「審査会の判断の理由」において、用語に「問題」又は「試験」又は「検定」又は「資格」を一つ以上含むもの

これら 803 件の答申において、「事件名」を参照して、人に対する試験と判断できたもの 183 件のうち、さらに「本件対象文書」を参照して、対象が試験問題と判断できたもの 15 件を調査対象とした。

調査対象の答申において、「審査会の結論」を開示又は不開示の最終的な判断として、また、「審査会の判断の理由」のうち、特に「開示（又は不開示）決定の妥当性」を判断した理由として、それぞれ参照したところ、情報公開制度においては、次の 5 つの観点が得られた。

- (1) 試験問題公開による透明性確保の必要度
- (2) 試験問題の再利用度
- (3) 試験問題を活用した試験対策の許容度
- (4) 試験問題開発の労力増加の受容度
- (5) 試験問題の情報管理度

これらの観点は、試験問題の開発者や試験の実施者、受験者や受験予定者、さらには試験の利用者や管理者などの立場（試験に関わる立場）や試験制度において重要視するもの（試験に対する価値観）の違いによって判断が異なるものといえ、試験問題公開の判断基準の 1 例になると考えられた。

2. 2 2015 年以降の事例

今回、2015 年以降の事例についても、総務省の「情報公開・個人情報保護関係 答申・判決データベース」を用いて、2. 1 と同様に、情報公開制度における開示決定等に対して不服申立てがなされた事案のうち、試験問題に関する答申を抽出した。

その結果、「情報公開・個人情報保護審査会」の答申 17763 件（2022 年 5 月 8 日現在）のうち、2. 1 の(i)及び(ii)に該当するものの中から、2. 1 で対象にしたものを除いたものは、207 件であった。「事件名」を参照して、人に対する試験と判断できたもの 51 件のうち、さらに「本件対象文書」を参照して、対象が試験問題と判断できたものは 12 件であった。

12 件について「審査会の結論」としては、すべての事例において、試験問題について「不開示決定は妥当【不開示】」としていた。但し、このうちの 1 件においては、該当試験問題のうちの一部の問題については、既にウェブサイトで公開されていて常時閲覧できる状態になっていること理由に、「開示すべき【開示】」としていた。

そしてこれら 12 件の事例における「審査会の判断の理由」について、2. 1 で得られた 5 つの観点で検証を行ったところ、(1) 試験問題公開による透明性確保の必要度に言及しているものが 6 件、(2) 試験問題の再利用度に言及しているものが 6 件、(3) 試験問題を活用した試験対策の許容度に言及しているものが 6 件、(5) 試験問題の情報管理度に言及しているものが 6 件あった（但し、1 事例で複数の観点到言及しているものがある）。一方、(4) 試験問題開発の労力増加の受容度については、明確に言及している事例は見当たらなかった。

また、最終的に判断に最も影響したと思われる観点を挙げた場合に、(2) 試験問題の再利用度を理由としているものが 6 件と最も多く、次いで、(1) 試験問題公開による透明性確保の必要度、と、(3) 試験問題を活用した試験対策の許容度を理由にしているものが、それぞれ 2 件であった。

よって、2. 1 で得られた観点のうち、(1),(2),(3)及び(5)については、引き続き判断基準となり得ていることが分かった。一方で、(2)については、そもそもの非開示の理由になり得ていな

いという可能性も含め、近年の情報公開制度の事例においては、試験問題公開の判断基準としては議論検討はされていなかった。

3. 試験問題公開を求める理由

2. では、情報公開制度における開示決定等に対して不服申立てがなされた事案のうち、試験問題に関する答申について、「審査会の判断の理由」における開示決定等の妥当性について検討した内容を参照し、試験問題公開の判断基準として述べた。この場合、試験問題に関する答申においては、不開示情報に該当するか否かの議論であり、不開示とする妥当性について説明しているものである。

一方で、当該制度においては、まず文書についての開示請求がなされることから、該当文書が試験問題である場合には、開示を求める理由があると考えられる。答申においては、「審査請求人の主張の要旨」における「審査請求の理由」で述べられていることが多い。その理由は、その1事例における審査請求人の主張に過ぎないものではあるが、その一方で、試験問題公開を求める理由を示しているものでもあると考えられる。

そこで、2. の調査対象の答申における「審査請求の理由」について考察を行う。なお「審査請求の理由」においては、「不開示の決定」の取消しを求めることから、不開示が妥当ではないという点についての主張も見受けられたが、ここでは、試験問題の開示を求める理由の記載がある場合についてのみ参照した。

その結果、審査請求人の主張としては、以下のものが挙げられた。

(1) 透明性の確保するため

試験が公正に行われていたかどうかを検証することができる、一方で試験問題を公開しない場合、ミスや不正が隠蔽されると主張するもの

(2) テストの出題内容の検証、分析するため

試験問題として適切か否か、出題内容や傾向を分析する、また、公開されることによる試験問題の質の向上への期待を主張するもの

(3) 受験対策をするため

受験者が試験対策をするために必要、基本的な内容ならば周知していることは適切である旨主張するもの

(4) 学習教材として使用するため

試験問題を閲覧することにより、内容の重要なポイントを理解することができる、内容の重要部分を体系立てて把握できる、内容の全体像をより深く理解することができる、さらにはそれらを知識として理解、習得することの意義を主張するもの

(5) テストの普及啓蒙や広報活動の一環となるため

試験問題を公開することによって、そのテストの意義やどのような人材を求めているかを理解すること、テストに合格するなどした人の能力や資格の位置づけを知らしめること、さらにはテストを実施している機関の諸活動の内容を説明できると主張するもの

(6) 実質的に公開されている実態があるため

試験問題を実施後に回収していない、完全ではないものの関係者間で情報共有されている、インターネット上で取引されている、業者により再現されている、また実施機関の発行ではないが書籍として市販されているなど実質的に非公開とはなっていない実態があると主張するもの

(7) 公平性担保のため

試験問題を公開しない場合、情報格差により不平等が生じる、問題作成者間の公正な競争が確保できなくなると主張するもの

(8) 受験者の権利であるため

受験者は、試験問題を取得する権利があると主張するもの

(9) 他の試験でも公開をしているため

実施機関が実施している他の試験では試験問題が公開されている、同様の分野の別の試験では試験問題が公開されていると主張するもの

(10) 自己採点のため

受験者による自己採点に必要性を主張するもの

上記の中には、審査請求人の誤解と思われる主張や、審査会の検討においても、その妥当性が認められなかったものが含まれている。しかし、試験問題公開を求める理由にはなり得ると考えられる。

4. おわりに

ここまで、情報公開制度において試験問題を対象とした複数の事例に基づいて、試験問題公開の判断基準及び試験問題公開を求める理由について述べてきた。情報公開制度における事例では、同じ事例に対して、開示請求をしてその開示決定等に対しての不服申立てをした審査請求人と、不開示決定をした諮問庁とでは、試験問題公開に関する立場が異なり、テストに求めるものの価値観に違いがあると考えられる。それぞれの事例においては、審査会の判断により一旦の結論は出ているが、本質的には、柴山(2008)が指摘している通り、「テスト技術上の合理性を優先するのか、試験を受ける側の知る権利を優先するのかの立場、ひいては価値観の違いであり、きわめて難しい問題」であり、立場の違いによる価値観の違いが解消したものではないと考えられる。

ここでは、立場の異なる主張を比較することができるための1例として、情報公開制度における事例を取り上げ、これまであまり言及されていなかった、試験問題公開を求める理由についても言及した。これは、試験問題公開の判断をする上では、テストの開発者、実施者のみならず、利用者や受験者の価値観も尊重する必要があると考えたためである。価値観の違いを認識し、その違いをどのように解消していくのかが、今後試験問題公開の判断をする上で重要であると考えられる。それはすなわち、「テスト活動がもつべき条件としての手続の公平性、透明性、そしてその道具として使われるテストの品質保証であり、それを裏付けるためのデータ（証拠）の開示と受験者に対する説明責任である」（日本テスト学会、2007）ことに通じると考える。

引用文献

- 石塚智一 (2003) 我が国における伝統的試験と標準化された試験 日本行動計量学会大会発表論文抄録集, 31, 286-289.
- 前川眞一 (2003) テストの標準化について 日本行動計量学会大会発表論文抄録集, 31, 290-293.
- 日本テスト学会 (編) (2007) テスト・スタンダード 日本のテストの将来に向けて 金子書房.
- 柴山直 (2008) 日本のテスト文化について 人事試験研究, (208), 2-13.
- 若林昌子・杉光一成 (2016). わが国の公的試験における試験問題公開の判断基準 ―情報公開制度における事例― 日本テスト学会誌, 12(1), 19-35.